

公共事業における木材の活用を求める意見書（案）

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行され 10 年になるが、実際に木造化された建築物や木製工作物はまだ少なく、木材の利用が十分ではないことから、林業経営が持続可能なレベルにはなっていないのが現状である。

日本の森林を守り林業経営を持続可能とするには、さらなる国産材の利用拡大が必要であり、国や地方公共団体においても取り組みが求められている。

和歌山県でも、平成 23 年度に「和歌山県木材利用方針」を定め、公共建築物や公共土木工事の工作物等で木材を利用することに努めている。

特に土木工事の工作物については、「公共土木工事木材利用マニュアル」において利用基準を定め、木製ガードレールを下記地域の道路で設置していくこととしている。

従来より、紀伊半島三県は、協働して観光振興や木材産業の振興に取り組んでいるが、紀伊半島三県の観光に資する道路の景観向上と県産材産業振興の観点をふまえ、貴県においても木製ガードレールの採用など、木材の公共利用の推進の取り組みがなされるようお願い申し上げます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

記

- 1 国立・国定公園内及び特定景観形成地域内の主要道路
- 2 観光スポットが集中しているエリア内の主要道路
- 3 点在する観光スポット等（神社、仏閣、道の駅等）近辺の主要道路
- 4 観光スポットが集中しているエリアまでのアクセス道路

令和 2 年 12 月 17 日

様

和歌山県議会議長 岸本 健  
（提出者）  
建設委員会委員長 中本 浩精

（意見書提出先）

奈良県知事  
三重県知事